

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「3 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳」に記載しています。

(2) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。